

18 障害者総合支援制度（介護給付・訓練等給付）のサービスを利用するには

サービスを利用するまでの手続きは次のとおりです。介護給付を希望する場合と訓練等給付を希望する場合とで手続きが異なりますが、いずれも各市町村の障害福祉担当課に相談、申請し、各市町村の支給決定（又は暫定支給決定）を受けてからサービスをご利用いただきます。

1 介護給付を希望する場合

(1) 相談・申し込み

お住まいの市町村の障害福祉担当課又は相談支援事業所が窓口となります。

(2) 支給申請

利用するサービスについて、お住まいの市町村の障害福祉担当課へ支給申請します。

(3) 心身の状況について調査

市町村の職員（又は市町村から委託を受けた者）がご家庭又は施設等を訪問し、サービス利用希望者御本人の心身の状況等について調査します。

(4) 障害支援区分の一次判定

調査結果をもとに、市町村が障害支援区分の一次判定を行います。

(5) 二次判定

市町村審査会において、一次判定結果、医師意見書等をもとに審査判定されます。審査会は、保健医療福祉をよく知る委員で構成されます。

(6) 障害支援区分の認定（※1）

市町村が障害支援区分を認定します。障害支援区分は障害者に対する介護給付の必要度を表すもので、区分1から区分6まであります。（区分6の方が必要度が高い。）

(7) サービス利用意向の聴取

市町村が利用者のサービスの利用意向を聴取します。

(8) サービス等利用計画案の提出

申請した市町村より、サービス等利用計画案の提出を求められた方は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出します。

(9) 支給決定（※1）

市町村が介護給付を支給決定します。利用者には受給者証が交付されます。

(10) サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。

(11) サービス提供事業者と契約

サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

2 訓練等給付を希望する場合

(1) 相談・申し込み

お住まいの市町村の障害福祉担当課又は相談支援事業所が窓口となります。

(2) 支給申請

利用するサービスについて、お住まいの市町村の障害福祉担当課へ支給申請します。

(3) サービス等利用計画案の提出依頼

申請した市町村より、サービス等利用計画案の提出依頼があります。指定相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画案を作成してください。

(4) 心身の状況について調査

市町村の職員（又は市町村から委託を受けた者）がご家庭又は施設等を訪問し、サービス利用希望者御本人の心身の状況について調査します。

(5) 勘案事項調査

市町村が利用者の勘案事項（地域生活、就労、日中活動、介護者、居住など）について調査します。

(6) サービス利用意向の聴取

市町村が利用者のサービスの利用意向を聴取します。

(7) サービス等利用計画案の提出

申請した市町村よりサービス等利用計画案の提出を求められた方は指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出します。

(8) 暫定支給決定

障害者ご本人の希望を尊重し、能力及び適性に応じて、より適切なサービスご利用いただけるように、市町村が、最終的な意向の確認と、利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間を設定した「暫定支給決定」を行います。

(9) 訓練・就労評価項目に沿った個別支援計画作成

ご本人の利用意思と、サービスが適切かどうか確認できたら、評価項目に沿ったお一人お一人の個別支援計画を作成します。

必要に応じて市町村審査会の意見を聴取します。

(10) 支給決定（※1）

結果を踏まえ、市町村が支給決定します。

(11) サービス提供事業者と契約

サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

※1 処分に不服がある場合には、県に審査請求することができます。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課